

特集

「新しい公共」を創造する 協同労働の協同組合

協同労働法制化市民会議が結成されてから10年、協同総研が第一次「労働者協同組合法案」を作成・提起してから13年の歳月を経て、「協同労働」は『人たるに値する生活を可能にする新しい働き方』（「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）を考える議員連盟」2008年2月20日の設立趣意書）と評され、その「新しい働き方」が法制化される時を迎えようとしている。本年4月14日に開催された、超党派の議員連盟総会において、「協同労働の協同組合法案（仮称）要綱（案）」が承認・採択され、6月通常国会での成立が急がれたが、残念ながら法案の国会上册には至らなかった。

しかし、いまや「協同労働」という働き方・新しい労働概念と、その「協同組合」の法制化の必要性については、わが国において社会的にも実質的にも広く認知され始めている。

法制化を求める1万を超える団体賛同署名（協同組合・労働団体・NPO等）、法制化を後押しする地方議会での「早期制定を求める意見書」採択（800自治体決議）、全国各地で開催される法制化市民集会や「協同労働推進ネットワーク」の結成など、全国各地で取り組まれてきた社会的な運動。そして、何よりも「働く人々・市民が、みんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合って、人と地域に役立つ仕事をおこす」という、協同労働の働き方で就労する人々が、全国に約10万人、500億円以上の規模で事業活動を担っているという「事実」がこの法制化の背景にある。欧州では、失業や社会的排除、貧困に苦しむ市民や仕事を求める人びとにとって、仕事おこしや地域再生を図る有効な社会制度として機能している（欧州では、協同労働組織が6万団体存在し、150万人以上が就労している。2003年資料より）。

これらの「事実」をして、法案要綱（案）の「目的」に、『この法律は、組合員が協同で出資し、経営し、及び就労する団体に法人格を付与すること等により、働く意志のある者による就労の機会の自発的な創出を促進するとともに、地域社会の活性化に寄与し、もって働く意志のある者がその有する能力を有効に発揮することができる社会の実現に資すること』と、明記されることになった。

協同総合研究所では、協同労働が法制化される時代に、働く人々や市民が主体となる「新しい公共」を創造する「協同労働の協同組合」の可能性と課題を探るために、協同組合や労働者福祉運動などの実践者・研究者の方々をお招きし、2010年6月26日、明治大学で総会記念フォーラムを開催した。